

## ◆11. よくある質問とその回答

	区分	質問	回答
1	利用申請	一度登録した、「個人情報」、「パスワード」の変更はできるか。	「個人情報」「パスワード」ともに変更可能です。 住所・メールアドレスなど登録した個人情報に変更があれば、「教員免許状更新受付サービス」から必ず登録内容を修正してください。
2	利用申請	過去に「高等学校教諭二級免許状」を取得した。制度変更で「二級免許状」が「一種免許状」へ変更になっているが、現有免許状の種類はどう選択すればよいか。	現制度上の名称「 <u>1</u> 種免許状」を選択してください。 幼稚園・小学校・中学校教諭、養護教諭一級免許状 → 幼稚園・小学校・中学校教諭、養護教諭一種免許状 高等学校教諭一級免許状 → 高等学校教諭専修免許状 高等学校教諭二級免許状 → 高等学校教諭一種免許状
3	利用申請	所持する教員免許状の番号を入力しなければならないが、手許に教員免許状がなく番号がわからないがどうすればよいか。また、紛失している場合は、どうすればよいか。	教員免許状は各都道府県が管理しているので、免許状申請を行った各都道府県の教育委員会に問い合わせてください。紛失した場合の再発行についても、同じく教育委員会に依頼してください。大学は免許状番号を把握していません。
4	受講対象者	幼稚園教諭免許を所有しており、幼稚園でパート教諭として働いているが、受講対象者の区分はどれになるか。	雇用者に雇用形態及び職名を確認してください。
5	受講対象者	幼稚園免許を所持しており、現在は保育所で勤務している保育士だが、受講できるか。	勤務している「保育所」が認可保育所または、幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設であれば受講可能です。
6	受講対象者	「主な受講対象者」でない講習を選択してもよいか。	「履修認定対象職種（教諭・養護教諭・栄養教諭）」の区分が合致していれば受講は可能です。ただし、第1次WEB申込では、募集人員を超えて申込みがあった場合、「主な受講対象者」を優先したうえで抽選しますので、受講できる可能性が低くなります。また、「主な受講対象者」を対象に講習内容が構成されていますので、講習内容に満足できないことがあります。
7	証明書	『証明書』の受講者氏名欄は、本人が記入したのでよいか。	『証明書』は証明者が発行するものです。（証明者の指示で本人がお書きいただくこともあるかと思いますが、もし訂正することがあれば、証明者の公印で訂正印をいただくこととなります）
8	証明書	中学校と高等学校を併設している学校で、両方を教えている場合、証明者はどちらの学校長になるのか。併記する必要があるか。	主たる籍のある学校長が証明者となります。併記の必要はありません。
9	証明書	公立の認可保育所に勤務している保育士で、幼稚園免許を所有しており、幼稚園に異動になる可能性がある。更新講習を受講したいが、証明者は誰になるか。	保育所の施設長が証明者となります。なお、保育士としても勤務している施設長本人の場合は、設置者である市長（町長、村長）が証明者となります。
10	履修証明書	『履修（修了）証明書』を紛失（又は破損）したがどうすればよいか。	『履修（修了）証明書』は、原則、再発行できません。やむを得ず再発行が必要な場合は、愛媛大学HP上に掲載している再発行の手続きを行ってください。
11	更新手続	30時間分の講習を受講・修了し、『履修（修了）証明書』を受領した。今後の手続はどうか。	教員免許の更新手続は、免許管理者（勤務する学校所在地の都道府県教育委員会）に申請を行います。詳細については、免許管理者にお問い合わせください。
12	その他	募集要項は、どこで手にはいるか。	募集要項はWEB閲覧のみとなっており、冊子での配布は行っていません。
13	その他	愛媛大学以外に他大学でも申込みをしてもよいか。	問題ありません。例えば、愛媛大学で選択講習12時間を受講・修了、他大学で必修講習6時間、選択必修講習6時間及び選択講習6時間を受講・修了し、更新手続を行うことも可能です。

(様式)

# 証 明 書

受講者氏名 \_\_\_\_\_

昭和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 生  
平成 \_\_\_\_\_

上記の者は下図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

受講対象者の区分		愛媛県教育委員会が想定する証明者		該当区分
教育職員・ 教育の職にある者	教育職員 ・・・主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師(常勤及び非常勤)、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭 【免許状更新講習規則第9条の3Ⅲ①】	市町立学校	校長(園長)	
		県立学校	校長	
		国立学校	校長(園長)	
		私立学校	校長(園長)	
	校長(園長)、副校長(副園長)、教頭(分校長含む)、実習助教諭、実習助手、(主任)寄宿舎指導員、学校栄養職員 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ①】	市町立学校	校長(園長) ※校長は、市町教育委員会	
		県立学校	校長	
		国立学校	校長(園長)	
		私立学校	校長(園長)	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ②】	愛媛県教育委員会	愛媛県教育委員会所属長	
		市町教育委員会	市町教育委員会所属長	
国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ③】	知事部局	知事部局所属長		
	市町	市町所属長		
	学校法人	理事長		
	独立行政法人	独立行政法人所属長		
その他文部科学大臣が定める者 【免許状更新講習規則第9条Ⅰ④】		その者の任命権者・雇用者		
教員採用内定者・ 教員採用内定者に 定まる者	教員採用内定者 【教育職員免許法第9条の3Ⅲ②】	市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く	愛媛県教育委員会教育事務所長	任命又は雇用 予定の者
		公立幼稚園	市町教育委員会	
		市町立学校(市町採用予定者のみ)	愛媛県教育委員会高校教育課長	
		県立学校	大学長	
		国立学校	理事長	
	教員勤務経験者 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ①】	市町立学校(幼稚園を除く)	愛媛県教育委員会教育事務所長	任命又は雇用 していた者
		公立幼稚園	市町教育委員会	
		県立学校	愛媛県教育委員会高校教育課長	
		国立学校	大学長	
	認定こども園(幼保連携型を除く)及び認可保育所の保育士 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】		当該施設の長	
幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ②】		当該施設の設置者		
教育職員となることが見込まれる者 (臨時任用リスト登載者等) 【免許状更新講習規則第9条Ⅱ③】	市町立学校(幼稚園を除く) ※市町採用予定者を除く	愛媛県教育委員会教育事務所長	任命又は雇用する 可能性のある者	
	公立幼稚園	市町教育委員会		
	市町立学校(市町採用予定者のみ)	愛媛県教育委員会高校教育課長		
	県立学校	大学長		
	国立学校	理事長		

受講対象者として該当している区分1つに「○」を付けてください。

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

(証明者) 機関名・役職名

氏 名

印

※証明印は公印を押印のこと。

※愛媛県以外の方は、勤務する学校等の所在する都道府県教育委員会に証明者をご確認ください。

※障がい等を有し、受講又は受験上特別な配慮を必要とする方は、別途、募集要項(P.14)に記載の手続きを行ってください。

(様式)

## 受講辞退届

年 月 日

愛媛大学長 殿

受講者 I D : \_\_\_\_\_

受講者氏名 : \_\_\_\_\_ 印

下記の講習の受講を辞退したいので、お届けします。

記

講習コード : \_\_\_\_\_

講習名 : \_\_\_\_\_

開設日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ( )

やむを得ない事情により受講を辞退する場合のみ記入してください。

(理由) 1～3のいずれかを○で囲んでください。

- 1 勤務校の校務
- 2 病気、学校保健安全法施行規則に定める感染症
- 3 2親等以内の親族の葬儀等

上記の者は、やむを得ない事情が生じたことにより、受講を辞退することを証明する。

年 月 日

受講資格証明者 (所属学校長等)

機関名・役職名

氏 名

(公印)

この証明欄は「理由2」の場合は「医師の診断書」を、「理由3」の場合は「事実確認ができる書類等」を添付のときは、記入の必要はありません。

公共交通機関の運休又はやむを得ない事情により受講を辞退する場合のみ記入してください。

公共交通機関の運休又はやむを得ない事情により受講を辞退する場合は、いずれかを選択してください。

受講料の返還を希望する。       受講講習の変更を希望する。

受講講習の変更は、本学が平成31(2019)年9月から12月までの間に開設する講習のうち、人員に空きがある場合に限り先着順で受講を認めます。なお、受講講習の変更ができない場合は、受講料を返還します。

・公共交通機関の運休による辞退の場合は、講習終了時まで本学に連絡の上、交通機関の証明書を添付して講習開催日以後7日以内に本学に到着するよう郵送してください。

・やむを得ない事情による辞退の場合は、講習終了時まで本学に連絡の上、受講資格証明者等の証明を添えて講習開催日以後14日以内に本学に到着するよう郵送してください。

【注意】 受講料の返還については、募集要項に記載のとおりです。

なお、この「受講辞退届」が郵送により本学に到着した日を、届出受理日とします。

電話、ファクス、メール等での辞退は受け付けられませんので、あらかじめ申し添えます。

(様式)

## 身 分 証 明 書

受講者 I D

--	--	--	--	--	--	--	--

受講者氏名

---

### 写真貼付

縦4cm×横3cm  
3ヶ月以内に撮  
影した上半身、  
正面向き、無帽  
のもの

生年月日 昭和 年 月 日  
平成

上記の者（写真貼付）は、本学の職員であることを証明する。

年 月 日

(証明者)

学 校 名

職名及び氏名

印

※ 証明印は公印を押印のこと。

**本証明書は、教員免許状更新講習受講(受験)の際に本人確認のために必要な身分証明書(①運転免許証、②パスポート、③個人番号カード)を所持していない場合にのみ必要です。**

受講者は、受講者 I D、氏名、生年月日を記載、写真貼付のうえ、学校(園)長に証明(公印を押印)を依頼してください。学校(園)長は、本人に相違ないことを証明のうえ、本人に交付してください。

本証明書は、講習当日の受付の際に、身分証明書として受講票と共に提示してください。(開設者は、文部科学省より、受講者に身分証明書の提示を求めるなどの措置により、本人確認が確実に行われるよう通知、指導されております。)